

※ 1 ページ目が記入例で、2 ページ目が提出用です。

農林部長	農政課長	農業振興 担当係長	係	主務者	支配人	副支配人	主務者

上田市農林漁業体験実習館使用許可申請書

令和元年 6月 1日

〔申請先〕(財)上田市地域振興事業団理事長 様

住 所 上田市大手1-11-16

〔申請者〕 上田 太 郎

代表者名

(連絡先 電話又は有線 ○○-□□□□ )

上田市農林漁業体験実習館(専用室)を使用したいので申請します。

また、使用にあたっては、上田市農林漁業体験実習館条例及び同管理規則を遵守することを誓約します。

使用日時	4月 1 日 ( 金 ) 午前(午後) 1時 00分から 午前(午後) 5時 00分まで					
使用人員	5 人					
使用目的	使用目的の該当する番号に○印をしてください。 1 農業関係の研修 ② 都市と農村との交流関係の研修 3 地域文化活動・地域間交流関係の研修 4 情報交換交流の研修 5 その他 ( )					
使用区分	午 前	午 後	夜 間	昼 間	超過時間	使用料
	午前10時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前10時から 午後5時まで	1時間につき	
第1研修室	2,540円	3,350円	4,050円	5,600円	800円	円
第2研修室	1,520円	2,030円	2,440円	3,350円	500円	円
第3研修室	1,010円	1,320円	1,520円	2,130円	300円	円
減免の有無	有 ・ 無 減免申請書添付 △					円
超過時間分の使用料金	時間× 円= 円					
使用料金合計						円
備 考	1 使用者が営利を目的としないで入場料その他これに類する料金を徴収する場合は使用料の30%の額を加算する。 2 超過時間が1時間未満の時は1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。					

減免の有無から備考までは記入不要です

申請に当たっては、次の内容を確認のうえ、□にレを記入してください。

- 上田市暴力団排除条例(平成24年3月26日上田市条例第6号)第7条の規定に基づき、本施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、利用を承認されず、承認を取り消されても異議のないことを誓約します。利用者等が暴力団員でないことを確認するため、市が必要に応じて本書を関係機関に提供することに同意します。

確認のうえ、チェックを付けてください

上田市暴力団排除条例第7条第1項により、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当施設の利用の許可をしません。

また、同条例第7条第2項により、当施設の利用の許可をした後において、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当施設の利用を停止させ、又は当施設の利用の許可を取り消します。

領収書No. \_\_\_\_\_

農林部長	農政課長	農業振興 担当係長	係	主務者	支配人	副支配人	主務者

上田市農林漁業体験実習館使用許可申請書

令和 年 月 日

〔申請先〕(財)上田市地域振興事業団理事長 様

住 所 \_\_\_\_\_

〔申請者〕 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

(連絡先 電話又は有線 \_\_\_\_\_)

上田市農林漁業体験実習館（専用室）を使用したいので申請します。

また、使用にあたっては、上田市農林漁業体験実習館条例及び同管理規則を遵守することを誓約します。

使用日時	月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで					
使用人員	人					
使用目的	使用目的の該当する番号に○印をしてください。 1 農業関係の研修 2 都市と農村との交流関係の研修 3 地域文化活動・地域間交流関係の研修 4 情報交換交流の研修 5 その他 ( )					
使用区分	午前	午後	夜間	昼間	超過時間	使用料
	午前10時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前10時から 午後5時まで	1時間につき	
第1研修室	2,540円	3,350円	4,050円	5,600円	800円	円
第2研修室	1,520円	2,030円	2,440円	3,350円	500円	円
第3研修室	1,010円	1,320円	1,520円	2,130円	300円	円
減免の有無	有 ・ 無				減免申請書添付 △	円
超過時間分の使用料金	時間 × 円 = 円					
使用料金合計	円					
備考	1 使用者が営利を目的としないで入場料その他これに類する料金を徴収する場合は使用料の30%の額を加算する。 2 超過時間が1時間未満の時は1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。					

申請に当たっては、次の内容を確認のうえ、□にレを記入してください。

□ 上田市暴力団排除条例（平成24年3月26日上田市条例第6号）第7条の規定に基づき、本施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、利用を承認されず、承認を取り消されても異議のないことを誓約します。  
 利用者等が暴力団員でないことを確認するため、市が必要に応じて本書を関係機関に提供することに同意します。

- ・上田市暴力団排除条例第7条第1項により、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該施設の利用の許可をしません。
- ・また、同条例第7条第2項により、当該施設の利用の許可をした後において、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該施設の利用を停止させ、又は当該施設の利用の許可を取り消します。